

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和5年3月30日 02時13分ごろ
発生場所	福岡県 ^{きん} 田町 ^だ 荻田港 荻田港東防波堤灯台から真方位107°750m付近 （概位 北緯33°47.7' 東経131°01.3'）
事故の概要	貨物船 ^{たいせい} 第一大成丸は、西進中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	令和5年4月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一大成丸、376トン
船舶番号、船舶所有者等	132740、株式会社大和商会
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に擦過傷、亀裂及び凹損を伴う破口 消波ブロック なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、石粉約1,230tを積載し、船長が単独で操船に当たり、荻田港での揚げ荷役作業開始時刻まで荻田港第7号灯浮標（以下、灯浮標については、「荻田港」を省略する。）南方で錨泊する目的で、約9ノットの対地速力で荻田港内を西進していた。 船長は、舵輪の前の椅子に腰を掛けて目視により周囲を確認したところ、錨泊予定場所である第7号灯浮標付近に2隻の錨泊船がいたので、錨泊場所を第7号灯浮標より西側にある第9号灯浮標の南方に変更することとした。 船長は、荷揚げ岸壁への着岸時刻及びその後の荷役作業のことを考えながら、手動操舵により錨泊予定場所を通過して同じ針路及び速力で西進中、衝撃を受け、本船のGPSプロッターの画面を拡大したところ、荻田港第2南防波堤が表示され、同防波堤東側の消波ブロックに本船の船首部が衝突したことを知った。 船長は、乗組員の負傷の有無及び本船の損傷状況を確認した後、船舶所有会社担当者に本事故の発生を連絡し、本事故を目撃した地元の漁業者が海上保安部へ本事故の発生を通報した。 本船は、巡視艇が救助に来援したものの、自力で航行して荻田港本港物揚場岸壁に着岸した。 船長は、荻田港へ頻繁に入港していたので、第9号灯浮標南方の錨

	泊予定場所及び荻田港第2南防波堤の位置を知っており、また、レーダー（3海里（M）レンジ）及びGPSプロッター（8Mレンジ）を作動させていたが、荷揚げ岸壁への着岸時刻及びその後の荷役作業のことを考えていたので、見張りに対する注意力が低下した状態で、目視のみで船首方を見ながら操船していたと本事故後に思った。 船長は、慣れた海域であってもレーダー及びGPSプロッターの画面を適切に表示し、船位を確認しながら操船に集中すれば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、手動操舵で西進中、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中の船長が、荷揚げ岸壁への着岸時刻及び揚げ荷役作業のことを考えながら目視のみで同じ針路及び速力で航行を続けたことから、錨泊予定場所を通過したことに気付かず、荻田港第2南防波堤東側の消波ブロックに衝突したものと考えられる。 船長は、荷揚げ岸壁への着岸時刻等のことを考えていて見張りに対する注意力が低下した状態で操船していたことから、錨泊予定場所を通過したことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、手動操舵で西進中、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中の船長が、荷揚げ岸壁への着岸時刻及び揚げ荷役作業のことを考えながら目視のみで同じ針路及び速力で航行を続けたため、錨泊予定場所を通過したことに気付かず、荻田港第2南防波堤東側の消波ブロックに衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、慣れた海域であっても、レーダー、GPSプロッター等の航海機器を適切に表示して活用するとともに、船位の確認を行いながら操船に集中すること。